

写

令和元年8月5日

宮城地方最低賃金審議会  
会長 赤石 雅英 殿

宮城地方最低賃金審議会  
宮城県最低賃金専門部会  
部会長 赤石 雅英

宮城県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年7月5日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	赤石 雅英 北川 章臣 工藤 農
労働者代表委員	佐野 研 鈴木 謙一 新関 直人
使用者代表委員	稲妻 敏行 大内 仁 星 幸一

宮城県最低賃金

- 1 適用する地域  
宮城県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間824円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和元年10月1日